破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９３号
千葉県木更津市清見台南４丁目12番Ｔ14棟105号
債務者　今野　勝博
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中溝　明子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３３６号
神奈川県小田原市栄町３丁目５番18号
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　謙
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０５号
茨城県土浦市神立町663番地35
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０４号
茨城県土浦市中高津１丁目７番７号
債務者　柳澤　良一
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９号
岡山市中区平井１丁目16番12号
債務者　佐田　健二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
岡山市北区今３丁目15番１号
債務者　川崎　博則
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４６号
徳島県吉野川市鴨島町森藤250番地４
債務者　桒田　和敏
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　泰三
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
福岡県柳川市三橋町百町920番地８
債務者　古賀　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　昌彦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
福岡県柳川市三橋町高畑254番地２　柳川アイビースクエア502号
債務者　森　　城治
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
千葉県富津市二間塚１―178、住民票上の住所千葉県君津市北久保２丁目７番２号
債務者　田浦　和子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４９３７号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目２番28号
債務者　渡辺　軍司
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６３号
愛知県知多市巽が丘１丁目268番地の１　ソシア巽が丘402
債務者　石野健太郎
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻須　茂生
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２０号
愛知県瀬戸市西寺山町30、住民票上の住所愛知県半田市瑞穂町４丁目７番地の６　レインボー第３半田601号
債務者　綾川　哲生
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２１号
愛知県瀬戸市西寺山町30、住民票上の住所愛知県半田市瑞穂町４丁目７番地の６　レインボー第３半田601号
債務者　綾川みよ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部